

第 6 回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和 5 年 6 月 28 日（水）午前 10 時 00 分から午後 00 時 15 分まで

2 場所：浜松市役所本館 8 階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	途中退出
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	欠席
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

		所属等	氏名
庁内検討委員会	幹事会	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	石田 義和
		環境部長	山田 英二
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
		天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	総務部政策法務課参事	岡本 ふみの
	作業部会	環境部産業廃棄物対策課長	中里 滋紀
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	八尋 学
		都市整備部北部都市整備事務所長	石塚 正通
		土木部道路保全課長	加藤 貞仁
		土木部河川課長	中津川 英彦
		土木部天竜土木整備事務所長	毛利 健太郎
		天竜区まちづくり推進課長	森田 修
	土木部副参事	菅谷 昌彦	
	事務局	都市整備部都市計画課長	濱田 輝秀
都市整備部都市計画課課長補佐		磯部 篤	
都市整備部都市計画課主幹		鈴木 康之	
都市整備部都市計画課主任		稲垣 智晴	
都市整備部都市計画課主任		白井 真理奈	
総務部政策法務課経営推進担当課長		栗田 豪	
総務部政策法務課主幹		村上 勝之	

- 5 議事内容 ・ 報告書（案）について
- 6 会議の公開・非公開 非公開（ただし、議事録は非公開情報を除いて公開）
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議録作成者 白井
- 9 会議記録

1 開会

濱田都市計画課長・・・本日は、お忙しいところご参集いただき誠にありがとうございます。私は事務局の都市計画課長の濱田と申します。よろしくお願ひします。只今から第6回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

2 長田副市長挨拶

濱田都市計画課長・・・始めに長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆さまにはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。早いもので台風15号に伴う土砂崩落による被災から9ヶ月経過したところでございます。この間、緑恵台については復旧工事を進め、法面の盛り土除去、排水対策が今月上旬に概ね完成したことを受け、6月19日に技術的検証委員の沢田委員、松田委員に現場をご確認いただき、法面の安全性が確保されていると判断いただきました。応急措置の完了に向け、引き続き、大型土のうの撤去や盛り土の振るい分け、処分等の作業を進めてまいります。

また、先般の台風2号においては、記録的な大雨により、市内では土砂崩れによる家屋倒壊が発生し、前途有為な青年が亡くなるという大変痛ましい被害が発生いたしました。ご冥福をお祈り申し上げます。被災された方や道路損壊により迂回を強いられている方など、市民の皆さまの生活に、大変なご不便をお掛けしております。市民の皆さまが1日も早く元の安心な生活に戻れるよう、引き続き、市を挙げて応急工事に取り組んでまいります。

緑恵台に係る第三者による行政対応検証会につきましては、今回で6回目の開催となります。前回までの検証会で論点の整理及び個別の検証をしていただきましたので、今回は報告書のとりまとめに向けた議論をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

3 第6回行政対応検証会の内容

濱田都市計画課長・・・ありがとうございました。ここからは個人情報等を取扱うため非公開とさせていただきます。ご異議はありますでしょうか。

《異議なし》

濱田都市計画課長・・・申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

濱田都市計画課長・・・本日の会議資料は、次第、出席者名簿、座席表、第5回行政対応検証会会議録、資料1から資料6です。次第2、第5回行政対応検証会の内容につきましては、資料として添付しております。ご確認をお願いします。

4 議事

濱田都市計画課長・・・それでは、次第3、議事、報告書（案）について進めてまいります。ここからの進行は、座長の村越委員にお願いします。

村越委員・・・まず、今日の進め方について、何かご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

《意見なし》

村越委員・・・特にご意見はないようですので、この資料1を基に、委員のご意見や修正の必要があるところを伺い、まとめていくこととします。

委員に資料1の報告書（案）を確認いただいた結果のコメントが資料2です。その後、市からの質問、意見、修正案をまとめたものが資料3、廃棄物を細かく分析した結果が資料4です。資料6はこれまでの検討結果ですので、特に報告書の内容を成すものではありません。

まずは、資料2をご覧ください。報告書（案）について委員から出た意見について議論することにします。最初に、沢田委員のコメントを検討します。32 ページ 6 (2) 3-4アの7行目です。こう配30度を急こう配と表現することは苦しい気がするということです。市からも資料3の4番にて同様のコメントがあります。30度は安定こう配であり急こう配というのは難しいため、「当時、法面のこう配は30度を超えており」という表現が良いのではないかとということです。

また、その2行下、「崩落の危険はあったと認められる」という箇所について、市から「てん圧等の造成がされていないことも考慮すると」と追加してはどうかという意見です。松田委員、技術的な観点からいかがでしょうか。

松田委員・・・一般的に盛土を造成する場合に1:1.8のこう配で形成すると角度が大体29度になりますので、30度を急こう配と書くのはいかがかという意見だと思います。それを踏まえて、資料3の14番のご意見の通り表現を修正いただくことに賛同します。また、崩壊の危険性があったことを説明する上で、通常の盛土と少し異なるという意味では、てん圧等がされておらず、ただ盛った状態という意味合いを込めるということでは、市の提案する表現としていただいても良いと考えます。

村越委員・・・この「当時」というのは平成26年を指すのですよね。そうであれば、「また、平成26年当時」と明確に記載しましょう。「また、平成26年当時、法面のこう配は30度を超えており、てん圧等の造成がされていないことも考慮すると崩落の危険はあったと認められる。」と修正するというところでよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、そのように修正します。次に、松田委員からのご意見です。1つ目、7ページ3(2)5行目について、松田委員からお願いします。

松田委員・・・「シミュレーション結果と概ね一致」とありますが、技術的検証会で、最後の報告書、報道機関にご説明いただく時か定かではありませんが、シミュレーション結果というよりも「点群データから想定される値と一致する」という表現が良いのではないかと意見させていただきました。技術的検証会の報告書との兼ねあいもあり、どちらが良いのかをご意見いただければと思います。

江間委員・・・松田委員のご指摘のとおりだと考えます。

村越委員・・・特にこの点に意見はないようですので、ご指摘のとおり修正することといたします。松田委員、次の指摘について説明をお願いします。

松田委員・・・32 ページ 6 (2) 3-4アの 6 行目に盛土とありますが、盛り土ではないかと意見をさせていただいております。

村越委員・・・用語にあわせて「盛り土」とするということですね。

松田委員・・・そうです。次に 42 ページ 6 (3) アの 5 行目に「落ち残った盛り土」という表現があります。これまで「落ち残って」という表現がされていましたが、「落ち残って」よりは「残存した」と表現した方が良いという思いがあります。先日、技術的検証会の現場視察に出席した時に報道機関への説明資料をそのように修正いただいております。その資料と合わせるという意味では、「残存した」という表現でも良いのではと考えております。

村越委員・・・技術的検証の報告書は「残存した」と表現されているということですか。

松田委員・・・報告書ではなく、報道機関への説明資料です。その場に残ったという意味では「残存した」と表現した方が良いのではと考えました。どちらでも差し支えはありません。

江間委員・・・原因調査報告書の中で「落ち残った盛り土量 4,700 m³」という表現がございまして、ここも最終的な報告書は修正しているのでしょうか。

松田委員・・・報告書を修正するかまでは話していません。もし「残存した」とした場合は、原因調査報告書も最終的に修正する可能性もあると思います。「落ち残った」とそのままが良いとした場合は、修正は発生しないと思います。

江間委員・・・私としては、原因調査報告書とこの報告書で表記を一致させれば、どちらでも良いと思いますので、そうした意味では、原因調査報告書の記載と一致させたいと思います。

加藤道路保全課長・・・原因究明の技術的な報告書につきましても、残った土の対策に関する名称を「残存盛り土対策」と記載しております。作成いただいた報告書(案)の中で、落ち残っていると表現されているところもありますが、総称すると残存盛り土と対策の名称を記載させていただいておりますので、「残存した」としていただけたらと考えます。

江間委員・・・令和 4 年 11 月 15 日付けの原因調査報告書の 2-1 ページに、落ち残った盛り土量という記載がございまして。これらの表記を統一した方が、市民が見た時に分かりやすいので、その表記さえ一致させていただければと思います。

加藤道路保全課長・・・ご指摘ありがとうございます。こちらについては統一的な表記に直してまいります。

村越委員・・・原因調査報告書も、「残存盛り土量」に修正するということですね。

加藤道路保全課長・・・そのようにいたします。

村越委員・・・では、こちらの表記も「残存した」に修正することとします。

松田委員・・・残りの二つの項目は特に大きなことではありません。最終的な全体の体裁を整えていく内容になります。詳細については今から議論となりますので、そこで適宜意見をさせていただきます。

村越委員・・・分かりました。青田委員は、資料2に特に記載はありませんが、何かお気づきの点があればお願いします。

青田委員・・・資料1のご検証いただいた分については、特にございません。

村越委員・・・江間委員はいかがでしょうか。

江間委員・・・松田委員から全体的な内容についてご指摘いただいておりますが、検討すべき項目や、検証の各論点或いはこの書き方について、何かご意見はありませんか。

村越委員・・・そこはまた後にしましょう。私からも何点か議論したいのですが、9ページをご覧ください。4(2)①2行目に「埋め立てをしている」という表現がありますが、これは不要ではないでしょうか。本件土地という表現で埋め立てをしていると入れたのか、それとも造成しているという表現で使ったのか、単に「緑恵台内」という表現にすれば十分ではないでしょうか。

江間委員・・・削除で良いと考えます。市のご意向も確認していただきたいです。

中里産業廃棄物対策課長・・・第1回資料11のA-1に平成26年の内部報告書ではありますが、「 南側斜面が埋立中の様子であるが」とあり、当時農林事務所の職員であった発見者が、「埋め立て中だと思うけど」という、おそらく土砂を捨てているという意味での埋め立てという言葉を用いたのだと考えます。その通報者の申し立てという言葉が素直に拾うとこの言葉が出てきますが、あえてこの報告の中でこの単語を入れ込むことは、若干混乱を招いてしまうかという印象を持っております。

村越委員・・・これは、結局、埋め立て中の様子であるというのは、本件改変行為を指すものですから、単に緑恵台と記載するだけで十分であると考えます。削除でよろしいでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・担当課としては必要ないと考えます。

村越委員・・・では削除します。次に、江間委員や市にお聞きしたいところですが、24ページ6(1)項目カの最後の段落で、「また令和3年以降に土砂が本件土地等に搬入されていた事情は見当たらず、本件土砂崩落を防止する観点から停止命令は有効な手段でなかったと考えられる」とありますが、令和3年以降に土砂が搬入されたかどうか停止命令の要件に影響するのでしょうか。

江間委員・・・ここを記載していた理由は、土砂が以降搬入されていた事実があれば停止命令を発令する価値がありますが、令和3年以降に停止命令をしたところで、それ以降の搬入はありませんので崩落を防止する観点からすると全く効果がないという意味で書き添えたものです。こちらについては、分かりにくいのであれば、この3行は削除しても全く問題がない部分です。

村越委員・・・令和3年という区切りにどういう意味があるのか疑問に思いました。

江間委員・・・この時点が自治会長から情報提供を受けており、停止命令をしようかどうかというところですので、そうすると自治会長や周辺住民の方からの情報提供を受けた段階で停止命令をしたとしても意味がないもので、それ以前の話はその前の段落に記載しています。

項目カの第1段落で、令和3年以前、自治会長からの情報提供を受ける前に停止命令できるような、例えば名宛人すら分からないですし、資料もありませんので停止命令できないでしょうし、令和3年以降は仮に停止命令をしたとしても、崩落防止の観点からすると全く意味のない発令になってしまいますので、有効な手段ではなかったということで分けました。

ただし、分かりにくいようであれば、先ほどお伝えしたとおり削除した方が良いと感じます。

村越委員・・・ここは行政対応ごとに検討しているのか、それとも20ページ(1)の本件改変行為に関する法令で、法令ごとにどういうことができたかを検討しているわけですね。

江間委員・・・そのとおりです。

村越委員・・・そうしますと、仮に江間委員のおっしゃったことが必要な事実だとすると、行政対応ごとに、平成26年の何々の時といった切り分け方で検討している部分ではありませんので、令和3年というものが唐突に出てくる気がします。残しても良いですが、残すのであればなぜ令和3年なのかを書き加えた方が良いでしょうし、必要ないなら削るとしてはどうかと考えます。

江間委員・・・ご指摘のとおりです。抽象化したものがこの項目ですので、より抽象化の度合いを高めるとなれば、令和3年という言葉を入れなくても分かりやすくなります。記載方法を変え、第一段落の下から3行目に令和3年以前にとありますが、こちらを削除し「また…」以降の第二段落を削除するというだけでも意味は通ると考えます。

岡本総務部参事・・・停止命令が7条になりますが、当該土の採取を行っている者に対しという条文になりますので、江間委員の趣旨は、その時に行っている人が確認できなければ命令できないという趣旨で書いたのではないかと考えます。そうしますと、令和3年というより、現に搬入している人を見つけたらその人に対して停止命令ができるが、現に搬入しているという事情を掘んでいなかったという話になろうかと考えます。

江間委員・・・今、若干違うことを言いました。停止命令に関するところを読み直しまして、基本的には、項目カの前の項目オの措置命令に関してご説明をしまして、停止命令も同様ですが、項目カでは、措置命令の相手方の話ではなく、ここに報告書に記載したのは、緊急の必要の要件を検討した記載をしています。緊急の必要性に関しては崩落直前には緊急の必要性という条件は認められると言えらるると思えますので、やはりここはこのまま残していただきたいです。

村越委員・・・誰が行ったか分からないという話ですが、土の採取等を行う者とは土地所有者だという解釈としていますので、誰か分からないということにはならない前提だと考えます。そうしますと、緊急の必要があると認められるかどうかという要件の問題ではないと考えます。6条について言えば、災害が発生する恐れがあると認めるときという要件があるかどうかの話になります。

江間委員・・・事後的、客観的にこの検証の現段階での判断と、また発令にあたっては、発令の段階で資料を持っており事実と事実認定のための証明資料、少なくとも証明できるだけの資料を持っていて始めて発令できると考えますので、この措置命令自体も、調査結果や客観的な資料までは当時の時点で措置命令に関しても、名宛人に関して明確な資料まではありませんでしたので、名宛人という点でも、やはり措置命令を発することは、行政として発すること、市民の自由を制約する、所有者を処分する、利用を処分する権限を制約するまでの行為はしがたいと、措置命令の説明の部分で考え、記載したところです。

項目カのところも同様であろうかと思いますが、この報告書に記載した内容は専ら緊急の必要のみを書いてあるので、ここは前提の施行と検討中の施行と被災された結果は、ずれがあります。内容自体の説明はお伝えしたとおりです。

村越委員・・・内容的に言うと、当時の解釈では、土を入れている者が行為者だという解釈でいたわけですので、所有者に対して指導に留まったことはやむを得ないという、その行為者の面で項目オは書かれているわけですね。項目カは、緊急の必要性がないという観点で書かれていますので、どちらも発令できなかったのだろうという結論は一緒なのですが、検討している要件が両者で違います。そうすると不統一だと感じるところがあります。いかがいたしましょうか。

江間委員・・・項目オで検討しましたので、記載しなくても良いとも感じます。結論は同じですから、第三者がみたときに、どこまで説明するのが分かりやすいかです。

村越委員・・・災害が発生する恐れがあると認めるときよりも、緊急の必要があると認めるときの方が、当然、要件が加重されているでしょうから、項目オで検討した解釈からすると、所有者に対する規制の及ばないと考えたのは無理からぬと言う点では変わらなくて、且つ、緊急の必要性が認められないという記述が統一性という意味では良いと感じます。そうすると、令和3年の記載は特に必要がないかと考えます。

例えば、項目カの最初の議論として、当時の解釈からすれば、停止命令についても所有者に対する条例の規制が及ばないとして、停止命令に至らなかった事態はやむを得ないという一行を付け加えた上で、旧7条は緊急の必要な要件を検討し、そうは言えなかったとし、令和3年に関する最後の段落は削除し、一つ前の段落の「令和3年以前に」以降の文章も削るということでしょうか。後程読み直して、内容がおかしければまた修正するということとしたいと思います。

次へ進みます。31 ページ 6 (2) **3-3** 項目イの最後をご確認ください。「案内した対応は不当ではない」とありますが、ここは「不当」ではなく「不適切」が正しいと考えます。

また、行政対応に対する検討の話ではありませんが、事後、災害発生後の話について必要に応じて検討するとしながらほとんど記載がありません。市が土を全部取り除き、梅雨時前に被災後の第二次災害を防止した措置は良かったという表現をどこかに記載しておきたいと感じましたので、ここで付け加えさせていただきます。

よろしければ、資料3、市からの指摘についての検討に移ります。1番、報告書(案)3枚目、

「はじめに」の文章です。「哀惜」という言葉は、私も新明解国語辞典で見ましたが人の死などをと書いてありましたので、ここでは適切ではありません。

江間委員・・・こちらに関しては、市の指摘のとおりですので、例えば「遺憾である」と修正するのが良いかと考えます。より適切な表現があればそれでも良いです。ただし、前文を全部削除してしまうかについては、残した方が良いと感じます。

村越委員・・・私もそう感じます。では、「哀惜の念に堪えない」という箇所は「誠に遺憾である」というような表現に修正することとします。次に、2番目について、事務局から説明をお願いします。

磯部都市計画課長補佐・・・報告書（案）には、これまでの検証会資料名が記載されている箇所があります。そうした根拠となる引用元の資料について、報告書の最後或いは別冊で参考資料として添付してはどうかと考えております。

本日配付の資料5をご覧ください。第1回から本日までの検証会資料の一覧でございます。報告書（案）にて第何回の検証会資料の何番によるといった記載がある資料については表の一番右側の列、報告書への添付欄に丸を付けてございます。報告書に付ける資料としては、この丸で示した資料がベースになるかと考えますが、この他にも付けた方がよい資料、また付ける必要がないなどのご検討をいただきたいと考えております。

村越委員・・・添付する資料はこれくらいで良いと考えます。第何回資料いくつと書いてあるものは、最終的な報告書にするときに、添付資料何番というように添付資料を抽出し、番号を付け替えるということの良いのではないのでしょうか。委員の皆さんはいかがでしょう。

例えば、第1回資料11は生資料ですので、かなりマスキングしないとイケないところがあります。そうしたところは注意が必要です。そうするとあまりにも消すことが多くなりますので、報告書は報告書自体である程度読めるものにし、添付しない方が良いのかとも思いますが、完全に無くすということは難しいでしょう。悩ましいところです。

江間委員・・・第1回検証会資料が原資料に近いものがかなりの量ございます。固有名詞もかなり載っており、公表するとしても抄本化する必要があるものが、第1回の資料はかなり多いと考えます。緑恵台の概要についても、それなりの分量がありますので、若干躊躇するところではございます。建築協定の内容自体が市民に公開されるということにもなってしまうということもあります。それは良いとしても若干躊躇する点がございます。また、航空写真による地形の変遷に関して1枚目のまとめていただいた部分は、関心のある事実経過があるので、これぐらいのものはいいのかなと感じますが、その後の部分をどうするかは検討事項で、1枚目があればそれでいいのかなという気もします。第1回検証会資料11の行政対応の事実関係について、ここはどうかと感じます。もちろん、ここを原資料にしており、これが無いと報告書の内容が今ひとつ分かりにくいものになってしまいますので、出す必要もあるのですが、かといって生の資料で人の写真も載っていますから、躊躇はいたします。少なくとも写真を出す必要がある部分に関して、人の写真だと塗った方がよいと考えます。

岡本総務部参事・・・情報公開請求が被害者の1人とマスコミからありまして、資料11については、既に個人情報抜いたかたちで出しているところではございます。写真も含め、既に出ていたかたちになっていますので、報告書の公開用、非公開用と分けるかどうかということではありますが、基本的には付けていただいて差し支えないと考えております。

江間委員・・・1回スクリーニングがかかっているということですので、やはり個人の方に配慮したいですから、何かこれをきっかけに特定個人の方に対して、何か私生活を混乱させるようなことはしたくありませんので、市の方で公開したものに合わせたかたちで、個人情報に配慮したマスキング等を施したものを添付するという事で私はいいとを考えます。

もう1つ、第2回検証会資料の37番については、原因調査報告書が実際のものでありますので、こちらは添付はしないと考えます。

村越委員・・・質問ですが、マスコミへの公開はどのようになりますか。

濱田都市計画課長・・・全ての資料が整った段階で、市の情報公開制度に基づいて、マスキングの部分も含めて、出すものは出していくことになります。フルオープンという考えはしていません。

村越委員・・・マスコミ公開用の報告書みたいなものを作るということではないのか、それともこの報告書をそのまま配布するということなのか、どうですか。

濱田都市計画課長・・・今議論いただいている本来の報告書については、最終的に個人情報を市民A等の置き換えが出てまいります、そこに留意した中の最終形として公開をしていくことになります。添付資料等については、取り扱いを議論した中で、ルールの中で出していくということになります。

村越委員・・・報告書はこのままで、添付資料について情報公開をしてもらって見てもらうということですね。

濱田都市計画課長・・・そのとおりです。隠された部分や出ない部分については、必要に応じて対応させていただくということです。

村越委員・・・そうしますと、マスコミに限らず、この報告書はそのまま出て、添付資料は情報公開請求に基づいて、必要なマスキングがされたものが公開されるという理解でよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・基本的には出していきますが、伏せる部分と、基本的には報告書がほとんど隠すことなく出すことになると思います。添付資料や会議資料は、基本的には開示していくこととなりますが、記載内容に配慮していくところが当然多々出てくるようになります。そういう整理で、最終的にはホームページ等を出していくことになるかと考えています。

村越委員・・・そうしますと、報告書は先ほどのとおり必要な資料を引用した上で作れば良く、添付資料については、市で適宜マスキングして公開するという理解でよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・そう整理させていただきたいと考えます。

青田委員・・・理解が十分できてないかもしれませんが、本日の資料5の一覧表に記載されている資料は基本的には出す姿勢で、ただし個人情報に関係するところは黒塗り等をするということで、この資料5は最初から出す資料という理解でよろしいでしょうか。或いは、請求をされ

たら出します。どちらでしょうか。

例えば、第1回検証会の資料11等は、結構、機微な内容だと感じます。それを既に黒塗りをして出していますということからすると、この資料5に掲げているものは、必要な箇所を黒塗りした上で基本的に全部出しますという理解でよろしいでしょうか。或いは、請求を求められたら出すのか、そのあたりの線引きはどうされているのでしょうか。

濱田都市計画課長・・・この資料5の一番右側の丸がついた資料については、報告書に付随するものとして、市としては出していきたいと考えています。ただし、先ほどから議論しております、マスキングのあり方については、当然配慮した中で出していくということになると考えております。

青田委員・・・例えば、資料5の丸でいうと出席者名簿なんかは出さないということではよろしいでしょうか。

村越委員・・・報告書に引用していないため、報告書の添付資料としては必要ないということでしょう。

青田委員・・・分かりました。

村越委員・・・公開するかは別の話です。

青田委員・・・必要がないなら出す必要はないと思いますが、もう一つの見方として、出さなかった場合に、隠しているのではないかと、都合の悪い事実があるから出さないのではないかと、そういう捉え方も結構あると考えます。その辺をどういう姿勢でするかと感じます。最初から疑われる必要がないものは、どんどん出しましょうというのも一つのやり方かと思います。その辺は姿勢によるのかなと感じました。

濱田都市計画課長・・・説明が不足して申し訳ございません。報告書として、まとめたものについては資料5の右側丸が付いたものが報告書の塊として入ってきます。一方で、資料5に記載されている資料につきましても、マスキングの部分を配慮した中で会議資料として報告書とは別立てで出していくということでございます。市としては、基本的に出せるものは最終的にまとまった段階では出していきたいと考えてございます。

ですので、丸がついた資料は重複するような形で出てくることになろうかと思えます。

青田委員・・・報告書で出すのと会議資料で出すのは別物だという理解でよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・最終的なまとめとしての報告書、ここに行き着くまでの会議資料という形で出していくことになると思います。

青田委員・・・例えば、議事録は会議資料として出しますということではよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・基本的には出していきたいと考えております。

青田委員・・・個人的には、出せるものは出しておいた方が、変に疑われないということで良いと考えております。

松田委員・・・今の話ですと、この報告書の目次の最後に別冊とあるところに、資料5の抜粋されている資料が報告書と一緒に出てくるという理解でよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・そのような捉え方でよろしいと思います。

松田委員・・・そういった意味では、この一覧表を参照するという形で報告書の引用のところをしていくとご覧になる方は見やすいという対応ができるというよろしいですね。わかりました。

江間委員・・・市の対応としてお考えなのは、報告書の本文があり、現在の案ですと45ページ分はそのまま丸々抄本化することなく全部開示をしますということで、その他のものは全部開示請求を受けたら条例に基づいて開示するかどうかを決めますということですか。それとも、報告書は、この45ページに加えた参考資料全部を報告書と考えていて、この添付資料、資料5の丸をつけたものも一体として、マスキングすることなく全て開示してしまうということなのでしょうか。

濱田都市計画課長・・・先ほど資料3の2番で若干触れさせていただきましたが、報告書の裏付けとして必要な資料ではないかということで、資料5の丸がついたところを今ご提案させていただいております。市としましては、この丸がついたところを報告書の一部としてまとめたものを報告書として出していきたい、ただし、マスキングについてはたくさん黒くなった部分も資料によっては出るかもしれませんが、そこは市のルールの中で1枚1枚判断した中で、報告書というものを出していきます。別立てで、会議資料は公表していきたいと考えてございます。

江間委員・・・今ここで検討していて添付資料に添付するかどうか、丸をつけるかどうかというのは、もう既にマスキングされようがされまいが、いずれにしても添付すると決めたら、それ以上に市の方で抄本化することなく全部開示することを想定した資料を検討するということですよ。添付するのを、もう今ここで決めるのは、どの部分まで開示するかを決める話で、どの部分まで抄本化するか、添付資料としてどの部分まで抄本化したものを添付しますかということを決めることですよ。そこになったら、そうしたらそれ全部、それ以上にはマスキングすることなく、市民が見られるようにするということですか。

村越委員・・・そういうことではないと思います。抄本化とか、マスキングの範囲は市に任せるしかないなので、添付するかどうかをここで丸を付けたもので良いかという話だと思います。この検証会で、どの範囲までマスキングするかまで決められません。

江間委員・・・私としては、市で一旦開示されたものを、第1回検証会資料の資料5でいいですと、7、8、13に関して、もう既に開示されているということなので、その段階でマスキングしていただいた資料があると思います。それをそのまま、報告書に添付するのでいいかどうか、よさそうにも思えます。ただ一点、もしそれで開示していいかどうかになりますと、今、市が開示したものが、どのレベルでマスキングされているか分かりませんが、なんとなく企業名については、おそらくマスキングせずに公開しているように思います。普通だとそうだと思いますので。ただ、写真の中には企業名が入った重機も入っていて、その部分が若干躊躇するところがございます。報告書に添付する場合には企業名までかどうか、そこが気になって今お聞きしています。

濱田都市計画課長・・・現時点では企業名は消しております。今ご用意ができておりませんが、その開示した資料、マスキングし、既に開示した資料の、特に、7番、8番、12番、13番につきましては、どういう形で開示しているかを、ご提供させていただき、こういうものが最終的な報告書の参考として付きますというものをご用意させていただきます。どのあたりまでマスキングするかを確認された方がいいかと考えますので、ご提供させていただきたいと思えます。

江間委員・・・では、それを1回確認した後、この報告書の一体のものとして開示されるというお話なので、最終的な一体のものとしてなるその物を確認しないと進めようがないかなという気がしています。今ここではなかなか決め難いと考えます。

村越委員・・・報告書内で引用しているものには、資料5では丸がつけてあるのですよね。ですから、ここで決めるのはその程度で良いのではないのでしょうか。その後、さらにその資料をどこまでマスキングするかはこの検証会で決めることではないと私は考えます。

江間委員・・・それでも良いと思えます。基本的には、もう市で判断していただくので良いと考えましたが、企業名に関しては、個人情報保護法の立付けから外れてしまいますので、そうすると開示される可能性もあって、その部分だけがどうかと思った部分でした。職員に関してもマスキングする場合、しない場合があると思えますので、基本的には組織の話ですと、個人情報ではなく、かなり限定されてくると思えますので、青田委員がおっしゃるように、市が持っているものは市民のための情報ですから、基本は全部開示ですので、かなり限定されるというイメージを持っておりますので、その辺を確認したいと思ったところでした。もう少し限定する方がいいかどうかを検討すべきかどうかもありましたので、聞いてみた次第です。基本的には、村越委員がおっしゃるように、市のご判断で間違いはないだろうと考えていますが念のため確認したいということです。

村越委員・・・時間の関係もありますので、次に進みます。資料3の3番目です。数値が変わったということです。本日配布の資料4に令和5年1月時点での産業廃棄物の処分量の分析があり、これに基づき修正したということです。

松田委員・・・修正いただいた資料では、数値が細かく記載されています。今まではざっくりとした数値でしたが、今回は、実際の数値を記載するというのが市の意見ということでよろしいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・第2回検証会の当時に判明していた範囲で記載の数量をご提示しておりましたが、1月末時点が一番正確な最新なデータということで、本報告書をまとめていただく際には、既に明らかになっている部分をきちんと載せた方が良いのではないかとということで、修正を考えている次第でございます。未だ細かな算出をしているところがございますが、そのような考えでございます。

村越委員・・・こちらについては、正確な数値が分かったということですので、このように修正してよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・それでは、このように修正します。次に、4番です。報告書（案）の23ページ6

(1) エをご覧ください。「さらに土砂を盛れば崩壊する危険がある」の記載について、沢田委員からもご発言がありましたが、造成宅地はそれ自体で最も安定した状態で造られるので、少しでも載せれば崩壊する危険があるという趣旨の記述にしておりますが、市からの意見としては、少しでも載せたらという話ではなく、適切であればいいので不適切にという趣旨にした方が良いのではないかとということです。技術的な意見を伺いたいということですが、松田委員はいかがでしょうか。

松田委員・・・意図は分かります。言葉的に、適切にというか管理されないというか、それによってという意味で不適切にという言葉で問題ないかと考えます。

青田委員・・・これを読む市民からすると、不適切に土砂を盛れば崩壊する危険があるということは、適切に盛っていれば崩壊する危険はないと、背景を知らない市民が読むとそう捉えないかと感じますがいかがでしょうか。

松田委員・・・技術的には、管理されて適切に基準に則った管理をすれば崩壊の恐れはないと考えます。そうした意味の差別化、区別化をするという意味では、不適切なという表現でよろしいと考えます。言葉をどう受け取られるかとなると難しいところで、そういう意味で不適切という表現を使われているのかと私は理解をいたしました。

青田委員・・・前後の文章によりますが、沢田委員がおっしゃったのは、既に造成しているところに、少しでも盛ると危ないと、そう理解していましたが、それでよいでしょうか。

松田委員・・・そうです。本来は造成で適切に管理されて基準に則ったところですので、そこに余分に管理も無いまま盛ってしまうということは、不適切に該当します。

青田委員・・・その分析からすると、要はそうしたところに盛れば崩壊する危険があるので、あえて不適切という言葉を入れなくても良いと感じました。知らない人が見ると、適切に盛れば崩壊しないと間違えて伝えることにならないかと考えますが、いかがでしょうか。

松田委員・・・そのように解釈として誤解を与えるという場合でしたら、適切・不適切とは何かという話になりますので、不適切とは入れないことも問題がないと感じます。言葉の捉え方、どう判断されるかということですが、我々技術者として適切に管理しているか、不適切なのかという言葉の表現をされたのだと思いますので、誤解を与えるようでしたら追加しなくて良いかと考えます。市の意見はいかがでしょうか。

加藤道路保全課長・・・様々な意見がございますので、最終的な判断は委員の皆さまにお願いしますが、やはり技術的な面から申しますと、沢田委員がおっしゃったことは非常によく理解している中で、逆に言えば、適切に盛られているものまでが危険であると受け取られると、市としては考えておまして、明らかに安定こう配の上で、不適切、今回のように捨てられたような捨て方をされるとそういった懸念は非常に大きくなりますが、逆に言えば、しっかり締め固められ、排水がされ、技術的にきちんと対応している場合は、そうした心配は、青田委員のおっしゃるようにゼロではありませんが、限りなく危険性が低くなると捉えると、ここで言いたいことは、危険なことを説明するとなれば、やはり不適切と加えるのが良いのではと考え、ご

提案させていただいております。

村越委員・・・沢田委員が過去の検証会でご発言をされて、その時に、私が、それは天秤が釣り合っているようなもので、そこに少しでも盛ると傾いてしまうということかと質問をした記憶があります。そのことからすると、不適切であろうが、なんであろうが少しでも載せたら簡単に傾くと、その時はそのように理解しました。では、不適切でなければ崩壊する危険がないのかということとそうした話ではなく、不適切でも必ず崩壊するというものでもないようなので、どのようなニュアンスでまとめるかということだと感じます。この検証会でどう決めるかとなります。

松田委員・・・ご議論は大変分かります。こちらの意味合いとしては、適切に造成したものに対し、上に加わった分として説明するという意味では、特に適切、不適切はなくても、元々のところに盛られたというところで崩壊する危険性があると判断をすれば、特に**適切**不適切の文言は加えず、原文で良いかも感じました。なにが適切か不適切かという判断の議論になるようでしたら、ここに盛られた場合に危険になりますという理解をいただくという意味では、ご提案の不適切はなくても良いと感じます。

村越委員・・・では、「不適切」の文言は加えないということとしましょう。

長田副市長・・・「土砂を盛れば」という文言を「盛り土をすれば」といった表現に変えるのはいかがでしょうか。盛り土とすれば、適切に管理されていないという意味になりますので、こちらの表現はいかがでしょうか。

青田委員・・・それは所有者が盛り土をしたからという意味だということですね。市としては、この表現をもって逆に誤解をうけるのではないかと心配をされているのですね。本来、適法に盛るようにしていますが、これは市が盛ったなどといった混乱を招くということで、これは所有者が盛った盛り土ですと分けたいという趣旨ということですね。

村越委員・・・その場合は、盛土ではなく盛り土と記載するのが良いのでしょうか。

江間委員・・・盛り土と記載するのが良いかと考えます。

松田委員・・・盛土とすると意味合いが広すぎて適切な管理をしているものも含んでしまいます。

村越委員・・・では、「さらに盛り土をすれば」という表現にします。次に5番、同じ報告書(案)23ページの6(1)エ、「本件土砂崩落における盛り土の崩落量は約3,400 m³」の後に「(実測値の堆積土量約3,800 m³)」を加え、42ページの表記と揃えるというものです。これはよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、次に6番、同じ23ページ、6(1)エ、「5,000 m³分の土砂が崩落する恐れがあったと考えられる」とありますが、内1,600 m³は崩落するか不明であるということですが、松田委員のご意見はいかがでしょうか。

松田委員・・・このところは、今回土砂崩落が起きる前の土砂のボリュームとして5,000 m³崩落する恐れがあり、崩壊したのは3,400 m³、残存した土量は1,600 m³であったので、トータルで考えるとこれだけが崩落する危険性があったので、5,000 m³と記載しているという理解で良いでしょうか。それであれば、問題ないと思います。

村越委員・・・市はこの部分をどのように改めるべきだということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・当時を遡った時に、残存盛り土1,600 m³がこの時点で落ちると言ってしまうことが正確なのか、残存していたため後に撤去する対象ではありましたが、単に、ボリューム1,600 m³というところを捉えて、その分が当時から崩落する危険性があったと推計で書いていくことが良いのか、当該箇所を削除するべきなのかをお伺いしたいものです。

村越委員・・・必ず落ちるとは書いていけませんので問題ないのではないのでしょうか。土量を足せばこうなるでしょう。

松田委員・・・この1文を削除するかどうかということですか。

岡本総務部参事・・・崩落する令和4年9月23日時点でそういった土砂が崩落する危険があったということで良いかという確認です。いずれは落ちるということではしょうけれども、直前に5,000 m³全て落ちるリスクがあったというように言えるのかという見解の確認です。リスクがあったというのであれば、この表現で差し支えないかと考えます。

村越委員・・・ご意見ありますか。特に松田委員はいかがでしょう。

松田委員・・・可能性の話ですので、今回崩落した上で残っていたということは、元々の造成の盛土よりも、それだけ土量があったということですので、可能性として書くには問題ないかと考えます。特段記載しても良いのではないかと考えます。

村越委員・・・では、特に修正はせず、そのままということにします。次に7番、同じく23ページ6(1)エ、平成22年までの盛り土量を1,560 m³を修正するものです。数値が計算上、1,570 m³になるということですか。

加藤道路保全課長・・・第2回検証会の資料6にて示させていただいた数値ですが、その後、数字の丸めのご指摘をいただき、修正させていただいたものを第3回検証会にて差替え配付させていただいております。そこからの差し引き計算をしますと、1,570 m³という数値になりますので、ここは単に数字の修正をお願いしますというものでございます。

村越委員・・・それでよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・同じ箇所で、平成22年までの盛り土部分は更に崩落する可能性のある箇所に含まれてないこととありますが、この文章が平成27年5月頃に災害が発生するおそれがあったという結論にどのように繋がるのかという質問があります。こちらは確か、アンカーで成形された部分は除くという話でしたよね。

加藤道路保全課長・・・そうです。その部分とその隣の敷地の部分も同様に、崩壊する恐れのないところということで、平成 22 年当時に合わせて 1,570 m³にあります。このご記載の文の最終が、平成 27 年 5 月頃には災害が発生する恐れがあったと考えられるとなっております、このことと、1,570 m³が含まれていないことがどのように繋がるのかをお問い合わせさせていただいたところでございます。

村越委員・・・江間委員、確かこれが含まれていないことが発生する恐れに結びつくという話ではなく、数値を出すために含まれていないことを記載しているのではないのでしょうか。

江間委員・・・これを盛り込まないということでも話はすっきりしますので、その考えもあると思います。盛り込んだ理由は、8,000 m³の内訳をより明確にした方が分かりやすく感じる人もいるだろうという点と、また、平成 25、26 年頃には最初の段階で崩落する恐れがない部分が盛り込まれていますので、平成 5 年や平成 26 年では崩落する恐れはなかつただろうというように傾くでしょうが、平成 27 年頃には既に結構な土量が入っていますので、崩落する恐れが発生したであろうということもあります。それで時期を平成 25、26 年ではなく平成 27 年にはあつただろうという趣旨で記載しています。ですので、記載しなくても、全く問題はありませんが、入れても良いと考え記載しています。松田委員や沢田委員の方で何かあれば削除しても良いと考えておりましたので、ご意見を伺えたらと思います。

松田委員・・・こちらの文章は詳しく書きすぎて逆に混乱を与えてしまうという可能性もなきにしもあらずと感じます。文章を検めてさせていただいて、記載するかしないかの判断をさせていただきたいです。

村越委員・・・要検討ということにしましょうか。

江間委員・・・補足としまして、沢田委員とこのことに関してお話させていただいたことがありまして、その時に、この 1,570 m³ほどについては崩落に全く関係ないわけではなく水位を上昇させるという意味では関係あるというお話をいただいております、記載したものでございます。

村越委員・・・次に進みます。8 番、24 ページの 6 (1) カです。こちらは先ほど議論いたしましたので、よろしいですかね。次に 9 番、10 番、こちらは 3 番であつた数値の修正と同様ですので、良しとします。続いて、11 番、こちらも 10 番同様に修正ということでよろしいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。

村越委員・・・次に 12 番は沢田委員からのコメントで先ほど検討したところ、14 番も松田委員からの指摘があつた盛り土の表現ですので、良しとします。続きまして、15 番、32 ページの 6 (2) 3-4イ、「本件土地に居合わせた土砂搬入業者」とありますが、居合わせていないということですので、削除するということにならざるを得ないですね。

江間委員・・・こちらは、一般的に居合わせているのであれば聞けばよかつたという趣旨で盛り込んだ部分です。ご指摘を受けた上で、分かりにくいので削除した方が、私も良いと考えます。

村越委員・・・では削除することにします。「本件土地に居合わせた」だけを削除するか、それとも、「本件土地に居合わせた土砂搬入業者」と丸々削除するかはいかがでしょうか。

江間委員・・・土砂搬入業者自体を天竜土木整備事務所は認識していませんし、情報提供者市民 A「等」と記載していますので全て削除でも良いと考えます。

村越委員・・・業者について「わしゃ知らん」と言って、答えていないということですので、仕方がないですかね。では、土砂搬入業者まで削除とします。次に、16番、33ページの6(2) 3-4エの最後の行、「確認する必要があったといえる」を「確認するのが望ましい対応であった」に修正するというのですが、いかがでしょうか。これが平成26年11月のことで、看板の撤去を求めたが、看板を撤去されたことは確認していないと、その4ヶ月後には見に行っているということで、平成27年3月に天竜土木事務所が確認に行っていたのか。

加藤道路保全課長・・・確認に行っています。第1回検証会資料11のC-1に記載してごさいます。

村越委員・・・天竜土木事務所だけで行っていますね。

江間委員・・・産業廃棄物対策課から連絡を受けて行っているのです、この項目エの最後の部分は、1回目の通報の部分でもありますし、市からの提案の表記の方が良いかと考えます。

村越委員・・・「望ましい対応であった」でもよろしいですかね。

《異議なし》

村越委員・・・ではそのように修正することにいたします。

青田委員・・・別の予定がありまして、途中ですが失礼させていただきます。

《青田委員、退出（午前11:59）》

村越委員・・・青田委員が途中退出されましたが、続けさせていただきます。次に17番、35ページの6(2) 4-2のア、盛り土が継続的に行われていたと思われる根拠として、「平成26年10月の情報提供や平成27年3月の時点でも看板が撤去されていなかったことも踏まえると、」を加えてはどうかということですが、江間委員のご意見はいかがですか。

江間委員・・・記載いただいた文章を追加するかたちで良いと考えます。

村越委員・・・では記載しておきましょう、次、18番、35ページの6(2) 4-2のイです。「廃棄物の投棄等についての情報を受けて」の記載について、こちら原資料を確認しましたが、廃棄物等についての情報ではなく、残土捨場という看板があるという情報を受けたということですので、このとおり修正することとします。

次に、19番、同じ35ページで「少なくとも4か月以上継続的に土砂搬入されていた事実を認識していたといえる」という表現になっておりますが、「少なくとも約4か月の間に2回土砂が搬入されているという情報を得ていた」にするということですが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、このとおり修正することとします。次の20番も同様ですね、「搬入されていたことを認識していた」のではなく、「搬入されているという情報を得ていた」と修正するでよろしいですか。

《異議なし》

村越委員・・・21番、36ページの6(2) 4-2のイ、道路保全課の発言内容を原資料の第1回検証会資料11 C-1の表現に合わせたということです。こちらよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・続きまして22番、同じ36ページの6(2) 4-2のイ、13行目、誤字を修正、

回答という言葉が抜けているのを追記するということですね。

その続きで「本件土地所有者の回答が信用性に欠けるもの」とであると修正するということよろしいですね。

予定時間になりましたが、あと少しなので引き続き進めたいと思います。

村越委員・・・次、23番について、江間委員はいかがでしょうか。

江間委員・・・こちらも市の提案の記載の方が原資料に近く、素直なものですので、こちらの表現の方がいいかなとご指摘を受けると思います。

村越委員・・・では、24番、38ページ6(2) 5-1のエ、こちらの文章の主語は誰でしょう。

江間委員・・・そうですね。変になっています。「職員は」若しくは「北部都市整備事務所は」が主語になるかと思います。

村越委員・・・「北部都市整備事務所職員」が主語ですね。

江間委員・・・はい。それが抜けています。こちらの市のご指摘について、こちらの文章が唐突になる印象は確かにありますので、市にご指摘いただいているとおり、14ページの検証の進め方、検証の目的のところに、国家賠償責任のことを書いておりますので、こちらの5(1)検証の目的の最後の段落に、「・・・行うものでもなく、過失の予見可能性を検討するものでもない」と記載する方が良く考えます。

松田委員・・・38ページの部分は削除するという理解でよろしいですか。

江間委員・・・そうです。一番始めに触れておけば、誤解を受けることもないと考えます。

村越委員・・・では、そのように修正することにします。主語がないことについては、「同職員は」という記載を追加することにいたしましょう。

江間委員・・・承知しました。

村越委員・・・次に進みまして、25番です。こちらは原資料に基づき日付を修正するものですね。26番、41ページ6(2) 6-1のイ、こちらは記述の順番ですね。何からすべきかということですが、まずこの道路台帳地形図を確認しというところから始めてというニュアンスの表現に改めるということですが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・残りの27番、28番は数量を修正するものですので、こちらもよろしいでしょうか。

《異議なし》

加藤道路保全課長・・・27番ですが、平成25年12月までの間の土の増加量を「約3,100 m³」と記載されていますが、正しくは「3,110 m³」ですので、合わせて修正をお願いいたします。本編の方もそのようにご修正をお願いします。

村越委員・・・資料3には43ページとありますが、42ページですね。「約3,100 m³」を「3,110 m³」に修正するという事です。

市から指摘のありました資料3を整理しますと、7番は要検討としています。あとは、ほとんどこのとおりに修正するという事でよろしいでしょうか。

報告書(案)の最後に委員からの提言がありますが、共通の提言のあとに個別の委員の意見を付けるかどうかについてですが、委員に意見を聞きたいと思います。松田委員はいかがでしょうか。

松田委員・・・全体的なまとめがあるので、意見があればそこに付け加えるぐらいで、あえて個別の項目を立てなくて良いと考えています。

村越委員・・・青田委員がなにか記載したいことがあるかお伺いしようと考えていましたが、退出されてしまいましたので、検討することができませんでした。次回の会議予定を決めてありますので、この間に個別の意見を記載したいかどうか、事務局から確認をお願いします。

また、先ほどの7番について、沢田委員と松田委員でご検討をお願いします。それ以外では、江間委員が言われた情報公開のマスキングしたものをご覧になりたいかどうかですが、次回までの課題としましょうか。事務局は公開したものを届けていただけますか。

最後の委員の意見のところはまだですが、大体報告書としてはまとまったと思います。次回もう一回集まって会議を開く必要があるか、また検討することにいたします。本日はここまでにしたいと思います。

5 閉会

濱田都市計画課長・・・長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございます。先ほど何点かいただいた事項については、整理がつき次第、改めて皆さまと共有なり、調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

全体を通して、ご意見等はございませんでしょうか。今後のスケジュールにつきましては、

村越委員からありましたように、次回 7 月 20 日にスケジュールを押しえさせていただいておりますが、その 20 日のあり方も含め、引き続き、調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして閉会をさせていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

《午後 00 : 15 にて閉会》